



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年3月25日火曜日 第595号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則…………… (県民生活課) …… 190

告 示

- 愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正（2件）…………… (森林整備課) …… 194
- 保安林予定森林にする旨の通知…………… () …… 198
- 国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定の一部改正…………… (港湾海岸課) …… 198
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (東予地方局地域福祉課) …… 198
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… () …… 198
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… () …… 199
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… () …… 199
- 道路の区域変更（県道新居浜別子山線）…………… (東予地方局管理課) …… 199
- 道路の供用開始（県道新居浜別子山線外）…………… () …… 200
- 道路の供用開始（県道大島環状線）…………… (東予地方局今治土木事務所) …… 200
- 道路の区域変更（県道立石内子線）…………… (南予地方局大洲土木事務所) …… 200
- 道路の供用開始（県道立石内子線外）…………… () …… 200
- 道路の供用開始（県道野村柳谷線）…………… (南予地方局西予土木事務所) …… 201

人事委員会規則

- 職員の採用及び昇任に関する規則及び愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会事務局) …… 201

県議会告示

- 愛媛県議会会議規則の一部改正…………… (議会議事務局) …… 203
- 愛媛県議会請願書取扱規則の一部改正…………… () …… 204
- 愛媛県議会傍聴規則の一部改正…………… () …… 205

公営企業告示

- 落札者等の告示…………… (公営企業管理局県立病院課) …… 206

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第4号

愛媛県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県消費生活条例施行規則（昭和50年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第23条 省略</p> <p>第24条 省略</p> <p>第25条 省略</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第23条 条例第31条第2項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第6号)とする。</p> <p>第24条 省略</p> <p>第25条 省略</p> <p>第26条 省略</p>

第26条 省略

別表 (第5条関係)

1～3 省略	
4 条例 第20条 第1項 第4号 の規則 で定め る行為	1・2 省略 3 正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第38条に規定する信用情報機関、 <u>貸金業法</u> （昭和58年法律第32号） <u>第2条第16項</u> に規定する <u>指定信用情報機関</u> その他これらに類する機関をいう。）に通知し、若しくは消費者等の関係者若しくは不特定多数の者に流布する旨を告げ、又はこれらの行為を実行することにより、消費者等に心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為 4～6 省略
5 省略	
6 条例 第20条 第1項 第6号 の規則 で定め る行為	1 消費者のクーリング・オフの権利（割賦販売法 <u>第35条の3の10第1項</u> 若しくは特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項に規定する契約の申込みの撤回若しくは契約の解除を行う権利その他これらの規定以外の法令の規定又は契約により認められた権利でこれらの権利に類するものをいう。以下同じ。）の行使に際して、これを拒否し、若しくは無視して、又は消費者を欺き、威迫し、若しくは困惑させること等により、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為 2 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面若しくは電磁的記録（特定商取引に関する法律第9条第1項に規定する電磁的記録をいう。）によらないことを理由として、又は消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品若しくは役務を使用させ、消費させ、若しくは利用させて、契約の成立又は存続を強要する行為 3～6 省略
7 省略	

様式第1号 (第11条関係) 訴訟資金貸付申請書

(表)

省略	住所
申請者	氏名
省略	—
省略	
省略	

(裏) 省略

第27条 省略

別表 (第5条関係)

1～3 省略	
4 条例 第20条 第1項 第4号 の規則 で定め る行為	1・2 省略 3 正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第38条に規定する信用情報機関、 <u>貸金業の規制等に関する法律</u> （昭和58年法律第32号） <u>第30条第1項</u> に規定する <u>信用情報機関</u> その他これらに類する機関をいう。）に通知し、若しくは消費者等の関係者若しくは不特定多数の者に流布する旨を告げ、又はこれらの行為を実行することにより、消費者等に心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為 4～6 省略
5 省略	
6 条例 第20条 第1項 第6号 の規則 で定め る行為	1 消費者のクーリング・オフの権利（割賦販売法第4条の4第1項若しくは特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項に規定する契約の申込みの撤回若しくは契約の解除を行う権利その他これらの規定以外の法令の規定又は契約により認められた権利でこれらの権利に類するものをいう。以下同じ。）の行使に際して、これを拒否し、若しくは無視して、又は消費者を欺き、威迫し、若しくは困惑させること等により、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為 2 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面 _____ _____によらないことを理由として、又は消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品若しくは役務を使用させ、消費させ、若しくは利用させて、契約の成立又は存続を強要する行為 3～6 省略
7 省略	

様式第1号 (第11条関係) 訴訟資金貸付申請書

(表)

省略	住所
申請者	氏名
省略	㊟
省略	
省略	

(裏) 省略

様式第2号 (第14条関係) 訴訟資金貸付金請求書

省略
請求者 住所 氏名
省略
省略

様式第2号 (第14条関係) 訴訟資金貸付金請求書

省略
請求者 住所 氏名
省略
省略

様式第4号 (第18条関係) 訴訟資金貸付金返還免除申請書

省略
申請者 住所 氏名
省略
省略

様式第4号 (第18条関係) 訴訟資金貸付金返還免除申請書

省略
申請者 住所 氏名
省略
省略

様式第5号 (第19条関係) 訴訟資金貸付金返還猶予申請書

省略
申請者 住所 氏名
省略
省略

様式第5号 (第19条関係) 訴訟資金貸付金返還猶予申請書

省略
申請者 住所 氏名
省略
省略

様式第6号 (第23条関係) 身分証明書

(表)

身分証明書	
写真	第 号
ちょう付	所 属
	職 名
	氏 名
上記の者は、愛媛県消費生活条例（昭和50年愛媛県条例第11号）第31条第1項の規定による立入検査等に従事する職員であることを証明する。	
年 月 日	愛媛県知事

(裏)

愛媛県消費生活条例 (抜粋)

(立入検査等)

第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告を求め、その職員に、事業者等の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は必要最小限度の数量の商品若しくは当該事業者が役務を提供するために使用する物若しくは当該役務に関する資料（以下「商品等」という。）の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 省略

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第32条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者等の氏名又は名称、住所及びその該当する内容を公表することができる。

(1)・(2) 省略

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは商品等の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは商品等の提出をし、同項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

様式第6号(第23条関係) 損失補償請求書

省略
氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
省略

注 省略

様式第7号(第24条関係) 損失補償請求書

省略
氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
省略

注 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。	申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。
(41) 省略	(1)~(40) 省略
(42) 省略	(41) 愛媛県消費生活条例施行規則(昭和50年愛媛県規則第39号)
(43) 省略	様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第5号及び様式第7号
(44) 省略	(42) 省略
(45) 省略	(43) 省略
(46) 省略	(44) 省略
(47) 省略	(45) 省略
(48) 省略	(46) 省略
(49) 省略	(47) 省略
(50) 省略	(48) 省略
(51) 省略	(49) 省略
(52) 省略	(50) 省略
(53) 省略	(51) 省略
(54) 省略	(52) 省略
(55) 省略	(53) 省略
	(54) 省略
	(55) 省略
	(56) 省略

告示

○愛媛県告示第211号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(補助金の交付条件)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>面的複層林施業の実施について（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）の規定により第2条第1号及び第2号に掲げる事業のうち更新伐を行う場合において、次のいずれかに該当するとき 交付を受けた当該更新伐に係る補助金相当額</u></p> <p>ア <u>更新伐を実施した箇所について、立木の材積が</u> <u>_____</u> 森林環境保全整備事業計画（森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に基づく事業計画をいう。）に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき。</p> <p>イ <u>更新伐を実施した箇所について、事業の完了年度_____の初日から起算して5年以内に伐区の隣接区域において_____更新伐を実施したとき。</u></p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>別表第1（第3条、別表第2、別表第4関係） 森林環境保全直接支援事業</p>	<p>(補助金の交付条件)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）の規定により第2条第1号及び第2号に掲げる事業のうち更新伐を行う場合において、次のいずれかに該当するとき 交付を受けた当該更新伐に係る補助金相当額</u></p> <p>ア <u>更新伐（個別林分型）において、立木の材積が長期育成循環施業通知に基づき締結された協定又は森林環境保全整備事業計画（森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に基づく事業計画をいう。）に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき。</u></p> <p>イ <u>更新伐（モザイク林誘導型）において、施業実施年度の初日から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したとき。</u></p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>別表第1（第3条、別表第2、別表第4関係） 森林環境保全直接支援事業</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助基準（経費の内容）</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 樹下植栽等</td> <td>(1) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分（<u>面的複層林施業通知</u>に定める<u>面的複層林施業の対象森林</u> <u>_____</u>にあつては、上層木がⅩ齢級以上の人工林に限る。）において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽又は播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去に要する経費</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助基準（経費の内容）	補助率	1 省略			2 樹下植栽等	(1) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分（ <u>面的複層林施業通知</u> に定める <u>面的複層林施業の対象森林</u> <u>_____</u> にあつては、上層木がⅩ齢級以上の人工林に限る。）において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽又は播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去に要する経費	省略		(2) 省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助基準（経費の内容）</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 樹下植栽等</td> <td>(1) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分（<u>長期育成循環施業通知</u>に定める<u>長期育成循環施業の対象森林の要件を満たす森林</u>（以下「<u>長期育成循環施業の対象森林</u>」という。））にあつては、上層木がⅩ齢級以上の人工林に限る。）において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽又は播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去に要する経費</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助基準（経費の内容）	補助率	1 省略			2 樹下植栽等	(1) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分（ <u>長期育成循環施業通知</u> に定める <u>長期育成循環施業の対象森林の要件を満たす森林</u> （以下「 <u>長期育成循環施業の対象森林</u> 」という。））にあつては、上層木がⅩ齢級以上の人工林に限る。）において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽又は播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去に要する経費	省略		(2) 省略	
区分	補助基準（経費の内容）	補助率																							
1 省略																									
2 樹下植栽等	(1) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分（ <u>面的複層林施業通知</u> に定める <u>面的複層林施業の対象森林</u> <u>_____</u> にあつては、上層木がⅩ齢級以上の人工林に限る。）において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽又は播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去に要する経費	省略																							
	(2) 省略																								
区分	補助基準（経費の内容）	補助率																							
1 省略																									
2 樹下植栽等	(1) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分（ <u>長期育成循環施業通知</u> に定める <u>長期育成循環施業の対象森林の要件を満たす森林</u> （以下「 <u>長期育成循環施業の対象森林</u> 」という。））にあつては、上層木がⅩ齢級以上の人工林に限る。）において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽又は播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去に要する経費	省略																							
	(2) 省略																								

3～9 省略		
10 更新伐	育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として、XⅧ齡級以下又は標準伐期齡に2を乗じて得た林齡以下の林分（ <u>面的複層林施業</u> の一環として実施する場合にあつては、X齡級以上の林分）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの搬出集積及び巻枯らしに要する経費	省略
11・12 省略		
備考		
1～3 省略		
4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。		
(1) 省略		
(2) 省略		
5 省略		

別表第2（第3条関係）

特定機能回復事業

1 森林緊急造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略		
備考		
1～3 省略		
4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。		
(1) 省略		
(2) 省略		
5 省略		

2 被害森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略		
9 更新伐	育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的としてXⅧ齡級以下の林分（ <u>面的複層林施業</u> の一環として実施する場合にあつては、X齡級以上の林分）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの搬出集積（被害木の除去、淘汰、伐倒及び搬出集積を含む。）及び巻枯らしに要する経費	省略

3～9 省略		
10 更新伐	育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として、XⅧ齡級以下又は標準伐期齡に2を乗じて得た林齡以下の林分（ <u>長期育成循環施業</u> の一環として実施する場合にあつては、X齡級以上の林分）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの搬出集積及び巻枯らしに要する経費	省略
11・12 省略		
備考		
1～3 省略		
4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。		
(1) 省略		
(2) <u>森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものであること。</u>		
(3) 省略		
5 省略		

別表第2（第3条関係）

特定機能回復事業

1 森林緊急造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略		
備考		
1～3 省略		
4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。		
(1) 省略		
(2) <u>森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものであること。</u>		
(3) 省略		
5 省略		

2 被害森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略		
9 更新伐	育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的としてXⅧ齡級以下の林分（ <u>長期育成循環施業</u> の一環として実施する場合にあつては、X齡級以上の林分）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの搬出集積（被害木の除去、淘汰、伐倒及び搬出集積を含む。）及び巻枯らしに要する経費	省略

10・11 省略		
備考		
1～3 省略		
4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。		
(1) 省略		
(2) 省略		
5 省略		

3 重要インフラ施設周辺森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～11 省略		
備考		
1～3 省略		
4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。		
(1) 省略		
(2) 省略		
5 省略		

4 省略

5 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～10 省略		
備考		
1～3 省略		
4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。		
(1) 省略		
(2) 省略		
5 省略		

別表第4（第3条関係）

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

- (1) 省略
- (2) 耕作放棄地等森林造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～9 省略		

10・11 省略		
備考		
1～3 省略		
4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。		
(1) 省略		
(2) 森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものであること。		
(3) 省略		
5 省略		

3 重要インフラ施設周辺森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～11 省略		
備考		
1～3 省略		
4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。		
(1) 省略		
(2) 森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものであること。		
(3) 省略		
5 省略		

4 省略

5 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～10 省略		
備考		
1～3 省略		
4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。		
(1) 省略		
(2) 森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものであること。		
(3) 省略		
5 省略		

別表第4（第3条関係）

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

- (1) 省略
- (2) 耕作放棄地等森林造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～9 省略		

10 更新伐	育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的としてXⅧ齡級以下（面的複層林施業の一環として実施する場合にあつては、X齡級以上）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの巻枯らしに要する経費	省略
11・12 省略		
備考 省略		
(3) 省略		

10 更新伐	育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的としてXⅧ齡級以下（長期育成循環施業の一環として実施する場合にあつては、X齡級以上）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの巻枯らしに要する経費	省略
11・12 省略		
備考 省略		
(3) 省略		

○愛媛県告示第212号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定は、令和6年12月17日以後実施する補助金について適用し、同日前実施の補助金については、なお従前の例による。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第3条関係） 特定機能回復事業			別表第2（第3条関係） 特定機能回復事業		
1～3 省略			1～3 省略		
4 林相転換特別対策（特定スギ人工林）			4 林相転換特別対策（特定スギ人工林）		
区 分	補助基準（経費の内容）	補助率	区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 省略			1 省略		
2 人工造林	別表第1 1に同じ。	同上			
3 省略			2 省略		
4 更新伐	別表第1 10に同じ。	同上			
5 省略			3 省略		
6 省略			4 省略		
備考			備考		
1 補助対象とする苗木の植栽は、1及び2の施業にあつては、1ヘクタール当たり1,000本以上2,000本以下を基本とする。			1 補助対象とする苗木の植栽は、1_____の施業にあつては、1ヘクタール当たり1,000本以上2,000本以下を基本とする。		
2 補助対象とする事業は、1から4までの施業にあつては、次の全てに該当するものとする。 (1)～(3) 省略			2 補助対象とする事業は、1及び2_____の施業にあつては、次の全てに該当するものとする。 (1)～(3) 省略		
3 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から4までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。			3 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1又は2_____のいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。		
4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。 (1) 1から4までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。 (2) 省略			4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。 (1) 1又は2_____のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。 (2) 省略		
5 省略			5 省略		

○愛媛県告示第213号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
新居浜市別子山字瓜生野乙219の9、乙247の2、乙250の1、乙251、乙252の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字瓜生野乙219の9・乙250の1・乙251・乙252の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第214号

国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定（平成16年10月愛媛県告示第2206号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
地区名	国際水域施設名	制限区域	地区名	国際水域施設名	制限区域
省略			省略		
東予港東港地区	住友金属鉱山別子磯浦岸壁 前面泊地	別図3に示す区域	東予港東港地区	東港（-7.5メートル）岸壁前面泊地	別図3①に示す区域
				住友金属鉱山別子磯浦岸壁 前面泊地	別図3②に示す区域
省略			省略		

別図3を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の別図3は、愛媛県庁、東予地方局建設部及び新居浜市役所に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和7年3月25日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社T&A	訪問看護ステーションこあ	愛媛県新居浜市港町16番35号	令和6年12月1日	訪問看護
株式会社緑	訪問介護ステーション つくし	愛媛県新居浜市大生院389番地1	令和7年1月1日	訪問介護
株式会社イクシオ	訪問看護ステーションアルク今治	愛媛県今治市北鳥生町四丁目6番15号	令和7年2月1日	訪問看護

○愛媛県告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和7年3月25日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社T&A	訪問看護ステーションこあ	愛媛県新居浜市港町16番35号	令和6年12月1日	介護予防訪問看護
株式会社イクシオ	訪問看護ステーションアルク今治	愛媛県今治市北鳥生町四丁目6番15号	令和7年2月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年3月25日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人はびねす福祉会	訪問介護事業所プラチナガーデン	愛媛県新居浜市一宮町二丁目6番72号	令和5年4月30日	訪問介護
新居浜医療福祉生活協同組合	訪問看護ステーションそよ風さん	愛媛県新居浜市萩生1061番地	令和6年12月31日	訪問看護
新居浜医療福祉生活協同組合	訪問看護リハステーション新田	愛媛県新居浜市新田町一丁目9番9号	令和6年12月31日	訪問看護
越智今治農業協同組合	J A おちいまばりデイサービスセンター元気伯方	愛媛県今治市伯方町叶浦甲1666番地4	令和6年12月31日	通所介護

○愛媛県告示第218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年3月25日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
新居浜医療福祉生活協同組合	訪問看護ステーションそよ風さん	愛媛県新居浜市萩生1061番地	令和6年12月31日	介護予防訪問看護
新居浜医療福祉生活協同組合	訪問看護リハステーション新田	愛媛県新居浜市新田町一丁目9番9号	令和6年12月31日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町590番17	旧	メートル 18.2~34.4	キロメートル 0.006	
		新居浜市立川町590番20から 同市立川町598番2まで	新	20.5~36.8	0.006	

○愛媛県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の併用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町590番20から 同市立川町598番2まで	令和7年3月25日
	新居浜港線	新居浜市滝の宮町乙18番7から 同市滝の宮町428番8まで	

○愛媛県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市吉海町本庄324番9から 同町本庄323番9まで	令和7年3月25日

○愛媛県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前1411番2から 同町村前1420番2まで	旧	メートル 3.0~4.0	キロメートル 0.024	
			新	7.5~8.0	0.024	

○愛媛県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前1411番2から 同町村前1420番2まで	令和7年3月25日
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町内子2457番5から 同町内子2458番地先まで	令和7年3月25日

○愛媛県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	野村柳谷線	西予市野村町惣川1815番2から 同町惣川1809番2まで	令和7年3月25日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6-223

職員の採用及び昇任に関する規則及び愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則及び愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

第1条 職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表第12（第22条関係）	別表第12（第22条関係）												
<table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>拘禁刑以上の刑に処せられたことがあるか。</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	拘禁刑以上の刑に処せられたことがあるか。	省略		省略	省略	<table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>禁錮以上の刑に処せられたことがあるか。</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	禁錮以上の刑に処せられたことがあるか。	省略		省略	省略
省略													
拘禁刑以上の刑に処せられたことがあるか。	省略												
省略													
省略													
省略													
禁錮以上の刑に処せられたことがあるか。	省略												
省略													
省略													

(愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
様式第22号（第21条関係） 退職手当支払差止処分書 様式第22号（その1）	様式第22号（第21条関係） 退職手当支払差止処分書 様式第22号（その1）				
(表) 省略 (裏)	(表) 省略 (裏)				
<table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 省略 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 省略</td> </tr> </table>	省略	(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 省略 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 省略	<table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 省略 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 省略</td> </tr> </table>	省略	(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 省略 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 省略
省略					
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 省略 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 省略					
省略					
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 省略 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 省略					

注 省略

様式第22号（その2）

（表） 省略

（裏）

省略

（支払差止処分の取消し）

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

1 省略

2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6箇月を経過した場合

3・4 省略

注 省略

様式第22号（その3）

（表） 省略

（裏）

省略

（支払差止処分の取消し）

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

1 省略

2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6箇月を経過した場合

3・4 省略

注 省略

注 省略

様式第22号（その2）

（表） 省略

（裏）

省略

（支払差止処分の取消し）

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

1 省略

2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6箇月を経過した場合

3・4 省略

注 省略

様式第22号（その3）

（表） 省略

（裏）

省略

（支払差止処分の取消し）

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

1 省略

2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6箇月を経過した場合

3・4 省略

注 省略

附 則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の職員の採用及び昇任に関する規則別表第12の規定による書類は、同条の規定による改正後の職員の採用及び昇任に関する規則別表第12の規定による書類とみなす。

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第2号

愛媛県議会会議規則（昭和30年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日

愛媛県議会議長 福 羅 浩 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（議案提出の手續及び措置）</p>	<p>（議案提出の手續及び措置）</p>
<p>第15条 議員が議案を提出するときは、その案を備え、理由を付し、成規の賛成者と<u>ともに記名して</u>議長に提出しなければならない。</p>	<p>第15条 議員が議案を提出するときは、その案を備え、理由を付し、成規の賛成者と<u>連署</u>して議長に提出しなければならない。</p>
<p>2・3 省略 （修正の動議）</p>	<p>2・3 省略 （修正の動議）</p>
<p>第50条 議員が修正案を發議するときは、その案を備え、理由を付し、成規の發議者が<u>その氏名を連記して</u>議長に提出しなければならない。</p>	<p>第50条 議員が修正案を發議するときは、その案を<u>具え</u>、理由を付し、成規の發議者が<u>連署して、これを</u>議長に提出しなければならない。</p>
<p>2・3 省略 （欠席届及び退席届）</p>	<p>2・3 省略 （欠席届及び退席届）</p>
<p>第85条 議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、<u>看護</u>その他のやむを得ない事由により議会に出席することができないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。</p>	<p>第85条 議員は、公務、疾病、出産_____、育児、介護_____その他のやむを得ない事由により議会に出席することができないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。</p>
<p>2・3 省略 （懲罰の動議）</p>	<p>2・3 省略 （懲罰の動議）</p>
<p>第93条 議員が懲罰の動議を發議するときは、その案を備え、理由を付し、成規の發議者が<u>その氏名を連記して</u>議長に提出しなければならない。</p>	<p>第93条 議員が懲罰の動議を發議するときは、その案を<u>具え</u>、理由を付し、成規の發議者が<u>連署して、これを</u>議長に提出しなければならない。</p>
<p>2 省略 （電子情報処理組織による通知）</p>	<p>2 省略 （電子情報処理組織による通知）</p>
<p>第111条 <u>議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p>	<p>第111条 議長<u>が行う通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うこととしているもの（第24条及び第25条第2項の規定による通知に限る。）については、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会又は議長若しくは議員若しくは議会の職員であつて法令又は条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気</u></p>
<p>2 _____ 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等 _____ により行うこととしているもの（第24条及び第25条第2項の規定による通知に限る。）については、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織 _____</p>	<p>_____ 議長 _____ が行う通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うこととしているもの（第24条及び第25条第2項の規定による通知に限る。）については、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会又は議長若しくは議員若しくは議会の職員であつて法令又は条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気</p>

を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の規定により行われた通知については、当該通知を文書等により行うものとして規定した通知に関するこの規則の規定に規定する文書等により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の規定により行われた通知は、同項の通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第25条第2項又は第50条第3項の規定による議員及び知事に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成）

第111条の2 この規則の規定において議会等が文書等を作成することが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、文書等の作成に代えて当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を文書等により行うものとして規定した作成に関するこの規則の規定に規定する文書等により行われたものとみなして、当該作成に関するこの規則の規定を適用する。

通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の規定により行われた通知については、当該通知を文書等により行うものとして規定した通知に関するこの規則の規定に規定する文書等により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた通知は、同項の通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第25条第2項の規定による議員及び知事に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

○愛媛県議会告示第3号

愛媛県議会請願書取扱規則（昭和23年8月27日愛媛県議会告示）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日

愛媛県議会議長 福 羅 浩 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 議長は請願文書表を作成して_____議員に配布する。請願文書表には、請願の趣旨、請願者の住所氏名、紹介議員の氏名及び受理の年月日を記載する。</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 この規則に定める手続は、愛媛県議会会議規則（昭和30年愛媛県議会告示第1号）第111条の規定の例により電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。</p>	<p>第3条 議長は請願文書表を作成してこれを印刷して議員に配布する。請願文書表には、請願の趣旨、請願者の住所氏名、紹介議員の氏名及び受理の年月日を記載する。</p> <p>第6条 省略</p>

○愛媛県議会告示第4号

愛媛県議会傍聴規則（昭和24年9月愛媛県議会告示第4号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日

愛媛県議会議長 福 羅 浩 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 銃器、棒その他人に危害を加える_____おそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</p> <p>(3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</p> <p>(4) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(5) 省略</p> <p>第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。</p> <p>(4) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにし、使用しないこと。</p> <p>(5) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、第3条の規定により傍聴章の交付を受けた者については、この限りでない。</p>	<p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を所持する_____者</p> <p>(2) 異状の服装をした者、又は酒気を帯び、めいていしている者</p> <p>(3) げたを履いている者</p> <p>(4) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目及び形状のいかんを問わずこれらのものを所持する者</p> <p>(5) マイク、録音機、写真機、映写機その他これらに類するもの（携帯電話及びPHSを除く。）を所持する者。ただし、第3条の規定により傍聴章の交付を受けた者については、この限りでない。</p> <p>(6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又はラジオ、拡声器その他これらに類するものを所持する者</p> <p>(7) 省略</p> <p>第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) みだりに出入りしないこと。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 会議の言論に対し、批評又は可否を表し、或は拍手、放歌等の行為をしないこと。</p> <p>(5) 帽子、外とう及び襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 携帯電話及びPHSの電源を切ること。</p>

<p>(6) 省略</p> <p>(7) <u>その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</u></p> <p>第15条 省略</p> <p>第16条 <u>この規則に定めるもののほか、県議会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(7) 省略</p> <p>(8) <u>建造物その他設備を破損しないこと。</u></p> <p>(9) <u>その他会議の進行を妨害するような行動</u> <u>_____をしないこと。</u></p> <p>第15条 省略</p>
---	---

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年3月25日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

随意契約に係る特定 役務の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金	随意契約にした理由
愛媛県立病院物品管理運 営業務委託 一式	愛媛県公営企業管理局 県立病院課 愛媛県松山市湊町四丁 目4番地1 伊予鉄本社ビル2F	令和7年3月13日	株式会社ホスネット・ ジャパン 代表取締役社長 松尾 和憲 岡山県岡山市北区今1丁 目3-19	106,524,000円	地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条 第1項第1号の規定による。